

三国保連第 2 7 4 4 号
令和 6 年 9 月 1 7 日

保険医療機関・保険薬局 御中

三重県国民健康保険団体連合会
(公 印 省 略)

返戻レセプト等に関する令和 6 年 10 月からの運用変更
(お知らせ)

平素は診療報酬等請求事務にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことについて、令和 5 年 12 月 26 日付保発 1226 第 4 号厚生労働省保険局長通知「療養の給付及び公費負担医療に関する命令の一部改正に伴う実施上の留意事項について」により令和 6 年 9 月末をもって返戻レセプト及び各種帳票の紙送付を廃止することが示されました。

つきましては、下記のとおり令和 6 年 10 月送付分から運用変更いたしますので、別紙 1 から 3 の請求方法に応じた内容をご確認ください。

記

【変更内容】

- ・返戻レセプト及び各種帳票の紙送付廃止（対象：オンライン請求）
- ・返戻印の廃止（対象：媒体請求及び紙請求）
- ・紙媒体資料の返却廃止（対象：媒体請求及びオンライン請求）
- ・過誤調整結果通知の表示変更（対象：全請求）

【別紙】

- ・別紙 1 「オンライン請求の保険医療機関及び保険薬局」
- ・別紙 2 「光ディスク等で請求の保険医療機関及び保険薬局」
- ・別紙 3 「紙レセプトで請求の保険医療機関及び保険薬局」

事務担当
審査第 1 課管理係 小松
TEL : 059-228-5189

オンライン請求の保険医療機関及び保険薬局の皆様へ

オンライン請求を利用される保険医療機関及び保険薬局においては、**令和6年9月請求分**から返戻レセプト及び各種帳票の紙媒体での送付を廃止します。また、参考資料として送付された紙媒体資料は返却いたしません。

返戻レセプトの配信


- オンライン請求したレセプトの返戻については、オンライン請求システムへ返戻ファイルを配信します。 ※原審分：請求月の翌月5日、再審査分（過誤、再審査）：毎月12日
- ダウンロード可能期間は、**直近3か月分**となります。
- 返戻レセプトの再請求については、返戻ファイルを使用してオンライン請求をお願いします。

※オンライン請求システムによる請求の有無により判断されることから、オンライン請求がなく紙レセプトまたは磁気媒体による請求のみとなる月の返戻レセプトは、紙媒体で送付されます。

各種帳票の配信

- オンライン請求の保険医療機関・薬局は、オンライン請求システムへ各種（増減点関連/支払関連等）帳票を配信します。ダウンロード可能期間は、**直近3か月分**となります。

※オンライン請求システムによる請求の有無により判断されることから、オンライン請求がなく紙レセプトまたは磁気媒体による請求のみとなる月の帳票は、紙媒体で送付されます。

返戻レセプト/各種帳票のダウンロード方法、配信日程等については裏面をご確認ください 

紙媒体資料の取り扱い

- 保険医療機関から審査の参考として提出された紙媒体資料(レントゲンの写し、症状詳記等)は、対象レセプトが返戻となった場合、紙媒体資料を返却しません。

※本会へ提出する紙媒体資料については、原本ではなく複製でご提出ください。また、再請求時は、必要に応じて紙媒体資料を再度ご提出ください。

※症状詳記は「電子情報処理組織等を用いた費用に関する取扱要領」により電子レセプト内の「症状詳記コード」に含めて記録することと定められています。

過誤調整結果通知の表示変更

- 対象レセプトの当初請求方法が、紙媒体の場合は、過誤調整結果通知書の右側欄外に「*」が表示され、レセプトは紙で送付します。

| 様式 1-3 | | | | | | | | | | | | 国 3 | |
|---------------------------|---------|--------|---------------|--------|--------|----|----------|--------|---------------|-----------|---------|-----------------------------|--|
| 令和 6年 6月分 国民健康保険過誤調整結果通知書 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 様 | | 三重県国民健康保険団体連合会 照会先 事業振興課 | |
| 医療機関等コード | | 医療機関等名 | | 区分 | | | | | | | | 1 頁 | |
| 保険者番号 | 被保険者証番号 | 被保険者氏名 | 診療 年月 | コ ト | 事 由 | 件数 | 回数 日数 | 点数 | 費用額 (基準額)▼ | 保険者負担率 | 自己負担額 | 公費 負担 | |
| | | | 06/01/1801246 | | | -1 | -1 | -3004 | -30040 | -21 | | | |
| | | | 06/04/2011228 | | | -1 | -1 | -33685 | -336850 | -26.94/79 | 149,094 | 110 | |

お問い合わせ

三重県国民健康保険団体連合会

医科・調剤担当：審査第2課

歯科担当：審査第1課 歯科係

過誤調整担当：事業振興課 過誤調整・福祉医療係

再審査担当：審査第1課 再審査係

☎：059-228-9717

☎：059-228-5189

☎：059-253-1160

☎：059-228-5189

返戻レセプトのダウンロード

- 返戻レセプトのダウンロード可能期間は、**直近3か月分**となります。**必ずダウンロードをお願いします。**
※オンラインで配信する返戻レセプトについては、**紙での送付は行いません。**
- ダウンロードしていない返戻レセプトがある場合、トップページに以下のメッセージが表示されます。

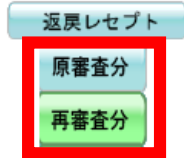
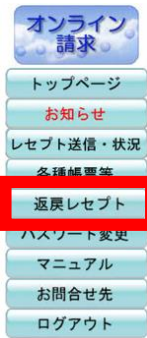
+ 処理状況

▶ 未ダウンロードの返戻レセプトがあります。返戻レセプトボタンの「原審査分」からダウンロードして下さい。

▶◀◀返戻レセプト≫ダウンロード画面

〈オンライン請求システムの操作方法〉

- ① 【返戻レセプト】⇒【原審査分】または【再審査分】
- ② ダウンロードする処理年月の【ダウンロード】ボタンをクリック



返戻レセプトダウンロード (訪問看護)

直近3か月分の返戻レセプトがダウンロードできます。

| 項番 | 処理年月 | 返戻レセプト件数 | ダウンロード日 | ダウンロード |
|----|--------|----------|------------------|----------|
| 1 | 令和6年5月 | 1 | 未ダウンロード | ダウンロード |
| 2 | 令和6年4月 | 3 | 2023/04/10 16:51 | ダウンロード |
| 3 | 令和6年3月 | - | - | 対象ファイルなし |

ダウンロード完了後はダウンロード日の年月日時が表示されます。

各種帳票のダウンロード

- 各種帳票の配信日については、下表をご確認ください。
ダウンロード可能期間は、**直近3か月分**となります。**必ずダウンロードをお願いします。**
※オンラインで配信する帳票については、**紙での送付は行いません。**

▶オンライン配信日等

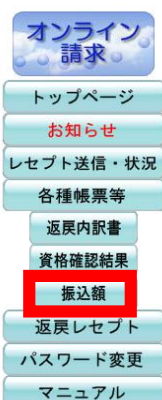
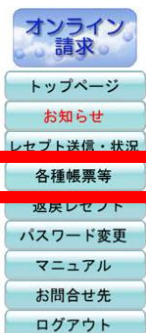
○対象帳票及び配信日

| 帳票名 | | 制度 | 帳票名 | | 制度 |
|-----|-------------------|-------|------|---------------------|-------|
| (1) | 増減点・返戻通知書 | 国保・後期 | (7) | 国民健康保険過誤調整結果通知書 | 国保 |
| (2) | 資格確認結果連絡書(原審査) | 国保・後期 | (8) | 後期高齢者医療過誤調整結果通知書 | 後期 |
| (3) | 増減点連絡書 ※特別審査分 | 国保・後期 | (9) | 公費負担医療過誤調整結果通知書 | 国保 |
| (4) | 審査結果連絡書 ※特別審査分 | 国保・後期 | | | 後期 |
| (5) | 診療報酬明細書返戻書 ※特別審査分 | 国保・後期 | (10) | 資格確認結果連絡書(再審査) | 国保・後期 |
| (6) | 再審査結果通知書 | 国保 | (11) | 診療(調剤)報酬等支払額決定通知書 | 国保・後期 |
| | | 後期 | (12) | 診療(調剤)報酬等支払台帳 ※2月のみ | 国保・後期 |

※(3)~(5)は、特別審査分(医科:入院38万点以上、歯科:入院20万点以上)の該当がある場合に配信を行います。
 ※(7)~(9)は、同一月にオンライン請求分と紙請求分の両方該当がある場合は、オンライン配信と紙送付を行います。
 ※(12)は、2月のみ配信を行います。なお、従来同封させていただいておりました「診療(調剤)報酬等支払台帳の見方」については、ホームページにて掲載させていただきます。掲載場所:「保険医療機関のみなさまへ」の「参考資料」

| 項目 | 令和6年 | | | 令和7年 | | |
|-------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 対象帳票 (1)~(5) 配信日 | 5日(土) | 5日(火) | 5日(木) | 5日(日) | 5日(水) | 5日(水) |
| 対象帳票 (6)~(12) 配信日 | 16日(水) | 14日(木) | 14日(土) | 15日(水) | 14日(金) | 14日(金) |

▶◀◀各種帳票≫ダウンロード画面



〈オンライン請求システムの操作方法〉

- ① 【各種帳票等】⇒対象の帳票をクリック
- ② ダウンロードする処理年月の【ダウンロード】ボタンをクリック

振込額ダウンロード

3か月分の振込額データがダウンロードできます。

| 項番 | 処理年月 | 区分 | ダウンロード日 | ダウンロード |
|----|--------|----|------------------|--------|
| 1 | 令和6年5月 | 月中 | 未ダウンロード | ダウンロード |
| 2 | 令和6年5月 | 月初 | 2023/04/27 09:52 | ダウンロード |
| 3 | 令和6年4月 | 月初 | 2023/04/04 00:00 | ダウンロード |

ダウンロード完了後はダウンロード日の年月日時が表示されます。

光ディスク等で請求の保険医療機関及び保険薬局(※)の皆様へ

光ディスク等で請求される保険医療機関及び保険薬局においては、**令和6年9月請求分**から返戻レセプトへの返戻印を廃止します。また、参考資料として送付された紙媒体資料の返却はいたしません。

※猶予届出により光ディスク等で請求を行う保険医療機関・薬局

返戻レセプトの返戻印廃止

- 民法の一部改正（令和2年4月1日付）により、診療報酬請求権の消滅時効の起算日が診療月となったため、審査完了月を示す返戻印が不要となりました。また、令和6年10月からオンライン請求医療機関への紙媒体による返戻レセプト送付廃止に伴い、返戻レセプトへの返戻印の印を廃止します。
- 返戻内容等は添付の返戻付箋でご確認ください。
- 以下の返戻印を廃止します。



紙媒体資料の取り扱い

- 保険医療機関から審査の参考として提出された紙媒体資料(レントゲンの写し、症状詳記等)は、対象レセプトが返戻となった場合、紙媒体資料を返却しません。
- ※本会へ提出する紙媒体資料については、原本ではなく複製でご提出ください。また、再請求時は、必要に応じて紙媒体資料を再度ご提出ください。
- ※症状詳記は「電子情報処理組織等を用いた費用に関する取扱要領」により電子レセプト内の「症状詳記コード」に含めて記録することと定められています。

過誤調整結果通知の表示変更

- 対象レセプトの当初請求方法が、紙媒体の場合は、過誤調整結果通知書の右側欄外に「*」が表示され、レセプトは紙で送付します。

様式1-3 国3

令和6年6月分 国民健康保険過誤調整結果通知書

様

三重県国民健康保険団体連合会
協会先 事業振興課

| 医療機関等コード | 医療機関等名 | 区分 |
|----------|--------|----|
| | | |

1頁

| 保険者番号 | 被保険者証番号 | 被保険者氏名 | 診療 年月 | 事由 | 本数 | 回数 日数 | 点数 | 費用額 (基準額)▼ | 保険者負担率 | 国庫負担分 | 公費 法別 |
|-------|---------|--------|----------|------|----|----------|--------|---------------|--------|-------|----------|
| | | | 06011801 | 246 | -1 | -1 | -3004 | 30040 | -2 | | |
| | | | 0604201 | 1228 | -1 | -1 | -33685 | 336850 | -2664 | | |

お問い合わせ

三重県国民健康保険団体連合会

医科・調剤担当：審査第2課

歯科担当：審査第1課 歯科係

過誤調整担当：事業振興課 過誤調整・福祉医療係

再審査担当：審査第1課 再審査係

☎：059-228-9717

☎：059-228-5189

☎：059-253-1160

☎：059-228-5189

紙レセプトで請求の保険医療機関及び保険薬局（※）の皆様へ

紙レセプトで請求される保険医療機関及び保険薬局においては、**令和6年9月請求分から返戻レセプトへの返戻印を廃止**します。また、請求書とレセプト件数等に差が生じた場合に送付してありました増減点通知書を廃止し、電話連絡といたします。

※猶予届出により書面請求を行う保険医療機関・薬局

返戻レセプトの返戻印廃止

- 民法の一部改正（令和2年4月1日付）により、診療報酬請求権の消滅時効の起算日が診療月となったため、審査完了月を示す返戻印が不要となりました。また、令和6年10月からオンライン請求医療機関への紙媒体による返戻レセプト送付廃止に伴い、返戻レセプトへの返戻印の印を廃止します。
- 返戻内容等は添付の返戻付箋でご確認ください。
- 以下の返戻印を廃止します。



増減点通知書の廃止

- 請求書記載の件数、金額と請求レセプトの件数、金額に差異がある場合に送付してありました増減点通知書の送付を廃止します。
- 10月以降、請求書とレセプトの件数等に差異があった場合は、**電話連絡**します。

令和 年 月
様
診療分増減点通知書

三重県国民健康保険診療報酬審査委員会
1頁

| 区分 | 人外別 | 増減 | 増減値 | 事由 |
|----|-----|----|-----|--------|
| | | | | 点以外未収款 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

過誤調整結果通知の表示変更

- 対象レセプトの当初請求方法が、紙媒体の場合は、過誤調整結果通知書の右側欄外に「*」が表示され、レセプトは紙で送付します。

様式1-3 国3

令和6年6月分 国民健康保険過誤調整結果通知書

様
三重県国民健康保険団体連合会
照会先 事業振興課

| 医療機関等コード | 医療機関等名 | 区分 |
|----------|--------|----|
| | | |

| 保険者番号 | 被保険者証記号 | 被保険者氏名 | 診療科目 | 診療日 | 診療回数 | 件数 | 回数 | 点数 | 費用額 (基準額)▼ | 保険者負担率 | 自己負担額 | 公費 |
|-------|---------|--------|------|------------|------|----|----|-------|---------------|--------|-------|----|
| 被保険者名 | 被保険者証番号 | 性別 | 生年 | 年月日 | 日数 | 日数 | 日数 | 日数 | 円 | % | 円 | 円 |
| | | | | 0601180124 | 6 | -1 | -1 | -3004 | 30040 | -2 | | |
| | | | | 0604201122 | 8 | -1 | -1 | 33885 | 336850 | | | |

※

お問い合わせ

三重県国民健康保険団体連合会
 医科・調剤担当：審査第2課
 歯科担当：審査第1課 歯科係
 過誤調整担当：事業振興課 過誤調整・福祉医療係
 再審査担当：審査第1課 再審査係

☎：059-228-9717
 ☎：059-228-5189
 ☎：059-253-1160
 ☎：059-228-5189